

■ 決算特別委員長報告 ■

(委員長報告 令和3年12月20日本会議)

決算特別委員会での審査結果等について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案第83号「令和2年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」など議案3件につきまして審査を行い、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

【一般会計及び企業会計を除く各特別会計】

最初に、議案第83号の令和2年度一般会計及び企業会計を除く各特別会計の決算について、御報告申し上げます。

まず、一般会計に係る決算概要については、歳入総額が前年度比13.2パーセント増の9,368億4,000万円余り、歳出総額が11.1パーセント増の8,849億7,000万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

財政状況を見ますと、令和2年度末の財政調整に活用可能な基金残高は、249億4,000万円余りで、前年度に比べ4,000万円余りの減となっております。

一方、地方交付税の振替えである臨時財政対策債などを除いた、本県が独自に発行する県債残高は1兆607億1,000万円余りとなり、前年度末より9億6,000万円余り増加しております。

また、特別会計は母子父子寡婦福祉資金貸付事業など9つの会計で、歳入総額は4,135億8,000万円余り、歳出総額は4,048億1,000万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

審査の過程でありました主な論議について、申し上げます。

まず、総務部の審査において、県税収入未済額が前年度に比べ7,000万円の減少、これまで最も多かった平成20年度の49億5,900万円から65.3パーセント減となる17億1,900万円となっていることに対し、着実な県税収入未済額の減少を評価するとともに、徴収対策の体制について質疑があり、「税を長く経験した職員を選抜し、1チーム4人の特別滞納整理班を3チーム組んでいる。2チームが地方税法第48条に基づく市町村から徴収引継ぎを受けた個人住民税の徴収を行い、1チームが高額滞納などを対象に徴収を行う高額・徴収困難事案チームとなっている」との答弁がありました。

委員からは、「今後もしっかりと徴収対策に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、総合政策部の審査において、奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業の不用額が約1億1,800万円余りとなった理由について質疑があり、「鳥獣被害により、かぼちゃ等の農産物の収穫が減になったことや、じゃがいもの需要増に伴い、商社が直接現地で買い付けたことにより、支援対象となる輸送が減少したためである」との答弁がありました。

また、特定有人国境離島振興対策事業の不用額が6,800万円余りとなった理由について質疑があり、「主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、年末から年度末に向けて予定していた誘客事業が中止や縮小されたためである」との答弁がありました。

次に、くらし保健福祉部の審査において、子ども食堂立ちあげ応援プロジェクトの不用額が約140万円生じている理由について質疑があり、「開設件数が20箇所の見込みに対して14箇所となったこと、新型コロナウイルス感染症の影響で、子ども食堂に携わる方々の会議が開催できなかったことや子ども食堂と応援企業とのマッチングが実施できなかったことなどから不用額が生じたものである」との答弁がありました。

委員からは、「コロナ禍において一番頼りになる場所であるので、子ども食堂に携わる方々へしっかりと丁寧な対応をしていただきたい」との要望がありました。

次に、農政部の審査において、ASF侵入防止緊急対策事業の不用額が約2億3,000万円生じている理由と侵入防護柵の整備状況について質疑があり、「柵の設置に必要な予算を国事業の補助上限額である1メートル当たり1万円で計上したが、農家においては、イノシシが農場に侵入しないように十分な対策を取ることができる少し安い柵へ変更したことなどから、不用額が生じたものである。本事業の実施などにより、県内全ての農場で侵入防護柵が整備されていると認識している」との答弁がありました。

次に、土木部の審査において、県営住宅に係る退去者の未収債権の回収方法について質疑があり、「県営住宅を退去後1年以内の方は県が直接滞納家賃の回収に努めている。退去後1年を経過し、徴収困難な方については回収を弁護士法人に委託している。令和2年度の委託対象者は242人で、委託債権額は1億1,446万9,000円である」との答弁がありました。

委員からは、「様々な事情はあると思うが、しっかり回収に向けて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、出納局の審査において、鹿児島地域振興局以外の振興局・支庁庁舎の老朽化が進んでいるが、今後更新計画を策定しているのか質疑があり、「現在、10年間の維持修繕計画を策定して予防保全型の維持管理を行い、長寿命化を図っているところである。将来的な地域振興局等の更新については、県全体の組織のあり方等も関係することから、関係部局と情報共有しながら対応していきたい」との答弁がありました。

委員からは、「庁舎の更新は避けては通れない課題であり、計画を策定していただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会の審査において、教職員住宅入居料及び入居対策について質疑があり、「入居料として約1億円余りの歳入がある。管理戸数1,483戸のうち、入居している戸数は月平均で931戸となっており、入居率は約63パーセントである。教職員住宅への入居対策については、県立学校の職員だけでなく、小中学校の職員に対しても入居の働きかけを行っている。また、利用率が低く、今後も利用見込みがない住宅については、売却等を含めた検討を進めており、県有財産管理運営委員会の『保有総量の縮小を進めていく』という方針に沿い、取組を進めていく」との答弁がありました。

次に、警察本部の審査において、信号機のLED化の状況とその費用対効果について質疑があり、「令和2年度末で、全3万3,300灯に対し、約1万8,300灯をLED化しており、LED化率は約55パーセントとなっている。通常の電球式灯器の電気代が月額約1万3,000円であるのに対し、LED化により月額約1,000円と約13分の1となっており、寿命も約10倍となることから灯器の更新も延びるというメリットがある」との答弁がありました。

委員からは、「信号機のLED化により電気料金が節約になっているということを県民にもっと広報していただきたい」との要望がありました。

これらの審査の結果、議案第83号については、取扱意見として、「予算の目的に沿った効率的かつ効果的な執行がなされたものと認められる。また、財産の管理や業務の執行体制についても、おおむね適正であると認められるので、認定すべきである」との意見が出され、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

[工業用水道事業]

次に、議案第92号の令和2年度工業用水道事業特別会計決算について、申し上げます。

令和2年度の鹿児島県工業用水道事業は、43事業所に対し、1日平均1万7,438立方メートルを給水し、令和2年度の営業成績は総収益10億1,978万円余り、総費用4億4,816万円余りで、差引き5億7,161万円余りの純利益となっております。

このような状況を踏まえ、主な論議について申し上げます。

委員から、「企業債の償還について将来の見通しはどうか」との質疑があり、「使用料の段階的な値上げや経費削減に取り組むことにより収支の改善に努めているところであり、令和2年度には、将来にわたって安定的な事業継続が図られるよう県工業用水道事業経営戦略を策定したところである。令和3年度は、万之瀬川施設移行に伴う永田川施設の撤去費用が発生するため単年度損益は赤字となる見込みであるが、令和4年度以降は運用段階に入ることから単年度損益は黒字となる見込みであり、企業債を約定通り償還できると考えている」との答弁がありました。

審査の結果、取扱意見として、「段階的な使用料の引き上げにより一定の収益の確保は見込まれるものの企業債の元金償還等が高水準で推移することなどが見込まれる。

このため、万之瀬川施設の適切な管理に努めつつ営業費用などの経費の抑制に努める一方、収益の確保を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大による影響など給水先事業所の動向を注視しながら、引き続き給水契約の継続・拡大に努めるとともに、県工業用水道事業経営戦略に基づき、工業用水の安定供給と経営の安定・効率化が図られるよう一層の努力をされることを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

【病院事業】

次に、議案第99号「令和2年度病院事業特別会計決算」について申し上げます。

まず、決算の状況については、経常収支で5億6,000万円余りの黒字となっており、経営改善への取組やその効果が持続されています。

このような経営状況を踏まえ、主な論議について申し上げます。

未収金に関し、診療費未納者が再受診する際の対応について質疑があり、「未納者についても、決して受診を断ることはない。未納者の情報は職員間で共有しており、窓口に来られたときには、未収金額を確認いただき納付されるよう再度お願いをしているところである」との答弁がありました。

委員からは、「引き続き、未収金の解消に努めていただきたい」との要望がありました。

審査の結果、取扱意見として「令和2年度の決算については、5病院全体で経常収支は12年連続、資金収支も、実質15年連続の黒字となっており、県立病院第2次中期事業計画に基づき、経営安定化に向けて、様々な改善方策への取組の効果が持続されている成果であると思われる。

一方、県立病院を取り巻く経営環境は、診療圏人口の減少に伴う患者減や深刻な医師不足等今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、引き続き、計画の着実な実施に努めるとともに、経営の更なる安定化を図ること、計画的な設備投資に努めていただくことを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、委員会としての要望を申し上げます。

「一般会計及び特別会計ともに、歳入の確保、負担の公平の観点から、まず、未収債権の新規発生未然防止に努めるとともに、債権管理マニュアル等に基づく債権管理と効率的な債権回収の徹底に取り組むこと。また、県有財産について、今後の利活用が見込まれない未利用財産については、積極的な売却に努めること。さらに、県有施設等については、計画的な修繕及び維持管理を推進し、施設の特性に応じた更新、長寿命化を図ること。そして、歳出予算については、事業量等の早期把握に努め、的確な事業計画等に基づき執行し、事業計画の変更等に伴う予算残額は補正予算で減額するなど、決算不用額の縮小に努めること」

この4点について、委員会として、一層の取組の強化を要望いたします。